

組合掲示物撤去は不当労働行為と認定！ 名古屋車両所分会・勝利命令勝ち取る！

**掲示物不当撤去事件・連続勝利！
繰り返される掲示物不当撤去に愛知県労働委員会も断を下す！**

2月10日、愛知県労働委員会は、新幹線関西地本・名古屋車両所分会が救済申立を行っていた、組合掲示物の不当撤去事件（9件の掲示物撤去）に対し、私たちの主張を受け入れ、会社の行為は労働組合法に定める不当労働行為にあたるとして、本部、地本、分会に、それぞれ「今後このような行為を繰り返さないようにします」と記した謝罪文を交付するよう命じました。

私たちは、この間、会社により繰り返される組合掲示物の不当撤去について、労働委員会に救済申立を行い、会社の不法行為を社会的に明らかにするために闘ってきました。これまで争ってきたすべての事件で勝利命令を勝ち取っています。今回の愛知県労働委員会の命令で5件目の勝利となります。

会社は、直ちに謝罪し労働組合敵視の労務政策を反省すると共に、一切の不当労働行為を中止せよ！

主文

被申立人東海旅客鉄道株式会社は、申立人ジェイアール東海労働組合、同ジェイアール東海労働組合関西地方本部及び同ジェイアール東海労働組合関西地方本部名古屋車両所分会に対し、本命令書交付の日から1週間以内に下記の文書を交付しなければならない。

記

当社が平成17年5月22日から同年9月12日までの間に貴組合名古屋車両所分会組合掲示板から9件の掲示物を撤去したことは労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為であると愛知県労働委員会によって認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

**会社は直ちに謝罪し、
謝罪文を手交・掲出せよ！**